

〔別表〕

ふくしま農商工連携ファンド事業の詳細

1 農商工連携創出事業

新商品や新サービスに関する事業可能性調査や、新たな技術の開発や既存技術を活用した新商品・新サービスの開発、試作品の開発・改良及び試作品等の市場評価の収集や展示会への出展など販路開拓に必要な事業等のいずれか又はこれらを組み合わせた事業が対象です。

助成対象者	助成対象経費	助成率	助成限度額
<p>福島県内の農林漁業者と、次のいずれかに該当する方との連携体</p> <p>① 福島県内に事務所・事業所を有する中小企業者、NPO 法人等</p> <p>② 交付決定後1年以内に福島県内において創業する者</p> <p>③ ①又は②により構成するグループ</p>	<p>①謝金: 専門家謝金、委員等謝金</p> <p>②旅費: 専門家旅費、委員等旅費、職員等旅費</p> <p>③原材料費: 主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</p> <p>④機械装置・工具器具費: 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、修繕、借上に要する経費</p> <p>⑤委託費: 原材料の再加工、設計等の外注加工に要する経費、大学、研究機関等への委託又は共同研究に要する経費、先行技術に関する調査・分析及び市場に対する調査・分析などに要する経費、試作品の求評等の委託やコンサルティングに要する経費、品質表示等の取得に要する経費 (ただし、技術開発等に要する経費の全部又は技術開発等の主要な部分を委託するものを除く。)</p> <p>⑥会場設営運営費: 会場借料、製品等運搬費、小間作成費、会場装飾等に要する経費</p> <p>⑦その他の事業費: 産業財産権の導入又は出願等に要する経費、広告宣伝費、事務費 その他、理事長が特に必要と認めた経費</p>	対象経費の4/5以内	1年につき6,000千円

※ 各経費区分には、それぞれの調達に要する経費(消費税並びに地方消費税及び運搬費等)を含む。

※ 中小企業者等が連携体の構成員から調達する農林水産物は、利益をのせない原価取引(市場取引価格未満)で調達する場合のみ、助成対象とする。

2 農商工連携支援機関による支援事業

農商工連携創出事業に取り組む中小企業者等と農林漁業者との連携体の事業化の促進に資する事業が対象です。

助成対象者	助成対象経費	助成率	助成限度額
<p>農商工連携体を支援する福島県内の農商工連携支援機関</p> <p>①農林水産関係団体</p> <p>②商工関係団体</p> <p>③金融関係団体</p> <p>④産学連携機関</p>	<p>①謝金: 講師謝金、外部専門家謝金</p> <p>②旅費: 講師旅費、外部専門家旅費、職員旅費</p> <p>③事務経費: 会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、市場調査費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費</p> <p>④その他の経費: その他、理事長が特に必要と認めた経費</p>	対象経費の10/10以内	3,000千円